三　会計監査人設置組合の実質的な負担が増加することがないこと。

四　旧水協法第八十七条の二第二項の規定により同条第一項に規定する監査事業に従事していた同条第二項に規定する水産業協同組合の業務及び会計について専門的知識及び実務の経験を有する者で農林水産省令で定める資格を有するものである役員又は職員が組合に対する監査の業務に従事することができること。

（水産資源保護法の一部改正に伴う経過措置）

第二十七条　この法律の施行の際現に第四条の規定による改正前の水産資源保護法（次項において「旧水産資源保護法」という。）第四条第一項の許可を受けている者（以下この項において「旧許可者」という。）が営む漁業が、新漁業法第三十六条第一項、第五十七条第一項又は第百十九条第一項の許可を要するものに該当する場合には、旧許可者は、施行日において新漁業法第三十六条第一項、第五十七条第一項又は第百十九条第一項の許可を受けたものとみなす。

2　前項の規定により受けたものとみなされる許可の有効期間は、旧水産資源保護法第四条第一項の許可の有効期間の残存期間とする。

（海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の廃止に伴う経過措置）

第二十八条　この法律の施行の際現に第六条の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第二条第五項に規定する特定海洋生物資源又は同法第五条第一項に規定する第一種指定海洋生物資源若しくは同項に規定する第二種指定海洋生物資源として定められている海洋生物資源については、施行日から起算して一年を経過する日（当該日までに当該海洋生物資源が新漁業法第十一条第二項第三号に規定する特定水産資源として定められた場合にあっては、当該特定水産資源に係る同号に規定する管理年度の開始の日の前日）までの間は、第六条の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（第十三条から第十五条までを除く。）の規定は、なおその効力を有する。

（処分等の効力）

第二十九条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。次条において同じ。）の施行の日前に改正又は廃止前のそれぞれの法律の規定によってした又はすべき処分、手続その他の行為であって、改正後のそれぞれの法律に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってした又はすべきものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第三十条　この法律の施行の日前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三十一条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（調整規定）

第三十二条　施行日が成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（平成三十年法律第　　号。次項において「整備法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前である場合には、第三条のうち水産業協同組合法第百二十一条の九第二項の改正規定中「第百二十一条の六第一項第四号イ」を「第百十八条第一項第四号イ」とあるのは、「第百二十一条の六第四項」を「第百十八条第四項」とする。

2　前項の場合において、整備法第百九条中「第百二十一条の六第一項第四号イ」とあるのは「第百十八条第一項第四号イ」と、「第百二十一条の六第一項第四号ロ」とあるのは「第百十八条第一項第四号ロ」と、「第百二十一条の八第二項」とあるのは「第百二十条第二項」と、「第百二十一条の九第二項」とあるのは「第百二十一条第二項」と、「第百二十一条の六第四項」とあるのは「第百十八条第四項」とする。

（検討等）

第三十三条　政府は、漁業者の収入に著しい変動が生じた場合における漁業の経営に及ぼす影響を緩和するための施策について、漁業災害補償の制度の在り方を含めて検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置を講ずるものとする。

2　政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後十年以内に、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（臘虎膃肭獣猟獲取締法の一部改正）

第三十四条　臘虎膃肭獣猟獲取締法（明治四十五年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第七十四条第一項」を「第百二十八条第一項」に改める。

（漁業財団抵当法の一部改正）

第三十五条　漁業財団抵当法（大正十四年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「定置漁業権若ハ区画漁業権」を「個別漁業権」に、「第七条」を「第六十二条第二項第一号ホ」に、「特定区画漁業権ニシテ漁業協同組合又ハ漁業協同組合連合会ノ有スルモノヲ除ク」を「個別漁業権ヲ謂フ」に改める。

第二条第一項第一号を次のように改める。

一　個別漁業権

第二条第二項及び第三項中「定置漁業権及区画漁業権」を「個別漁業権」に改める。

第三条第一項及び第三条ノ二第一項中「定置漁業権又ハ区画漁業権」を「個別漁業権」に改める。

第四条第一項中「定置漁業権又ハ区画漁業権」を「個別漁業権」に、「漁業権ノ」を「個別漁業権ノ」に改め、同条第四項中「定置漁業権又ハ区画漁業権」を「個別漁業権」に改め、同条第五項及び第六項中「漁業権」を「個別漁業権」に改める。

第五条を削る。

第六条ただし書中「定置漁業権又ハ区画漁業権」を「個別漁業権」に改め、同条を第五条とする。

（企業再建整備法の一部改正）

第三十六条　企業再建整備法（昭和二十一年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中「第六条」を「第五条」に改める。

（地方自治法の一部改正）

第三十七条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の項第一号中「第六十五条第一項、第二項、第七項及び第八項並びに第六十六条第一項」を「第二章（第十条、第十五条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）及び第三十五条を除く。）並びに第五十七条第一項及び第四項から第六項までの規定、第五十八条において準用する第三十八条、第三十九条、第四十条第二項、第四十一条第一項第五号及び第二項、第四十二条（第二項ただし書及び第三項ただし書を除く。）、第四十三条、第四十四条第一項から第三項まで、第四十五条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第四十六条、第四十七条、第四十九条第二項、第五十一条第一項、第五十二条、第五十四条第一項から第三項まで並びに第五十六条の規定並びに第百十九条第一項、第二項、第七項及び第八項、第百二十四条第一項、第百二十五条第一項、第百二十六条第一項から第三項まで並びに第百二十七条」に改め、同項第二号中「第六十七条第三項、第四項、第九項及び第十一項、第七十二条、第百三十四条第一項及び第二項、同条第四項において準用する第百十六条第三項、第四項、第八項、第九項及び第十一項の規定、同条第十二項において準用する第八十六条第三項の規定、第百二十二条、第百三十一条第一項及び第二項、第百七十六条第一項及び第二項並びに第百七十七条第十三項（第四号に係る部分に限る。）の規定、同条第十四項」に、「第三十九条第六項、第八項及び第十一項並びに第百三十七条の二」を「同条第三項及び第十一項（これらの規定のうち同条第十三項（同号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定並びに第百八十六条」に、「第五十二条第一項に規定する指定漁業若しくは第六十五条第一項」を「大臣許可漁業、知事許可漁業、第百十九条第一項の規定」に「第二項の規定に基づく」を「同条第二項の」に改め、「同条第